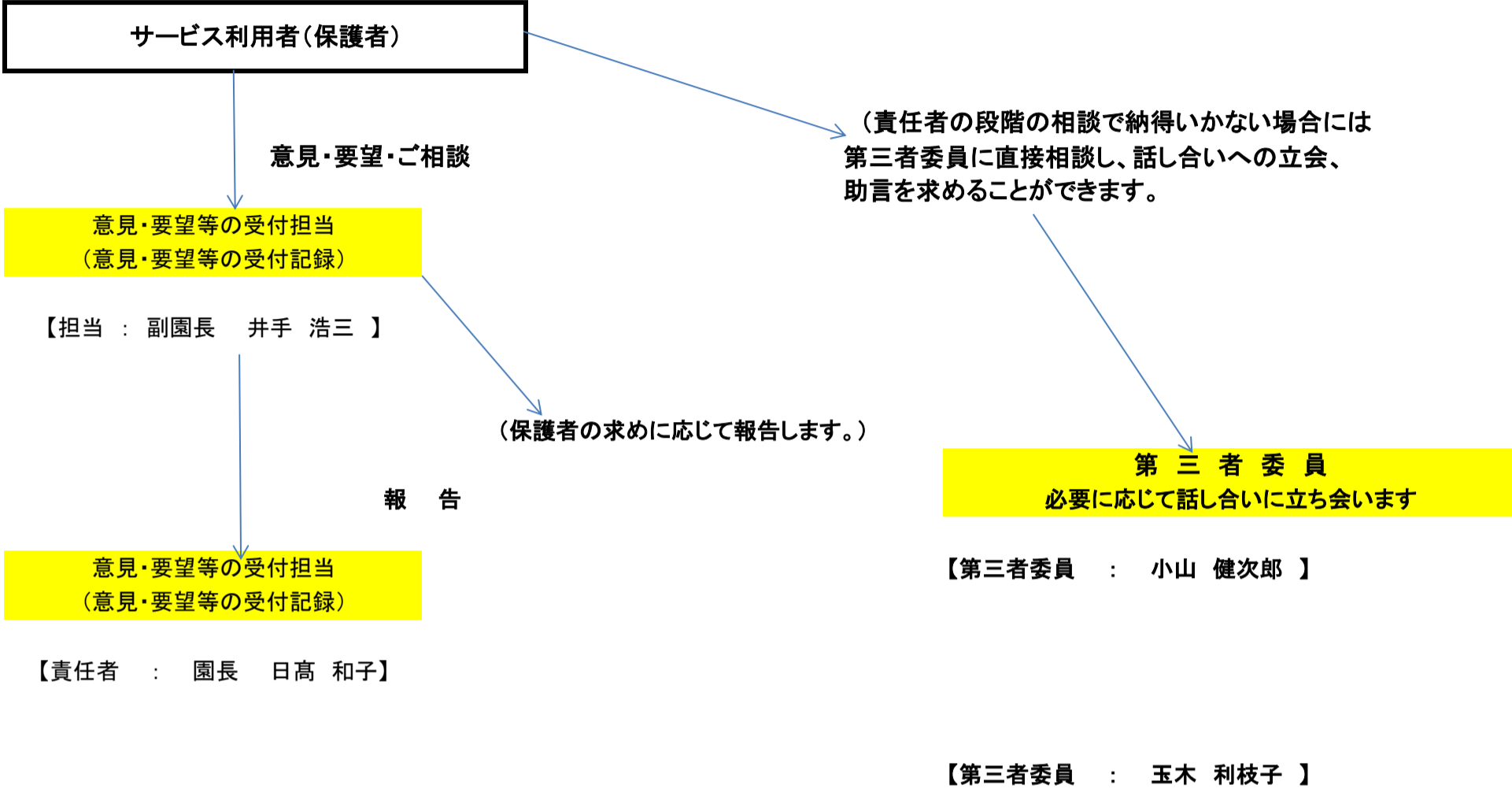


ご意見要望の解決のための仕組みについて



※ 相談解決の結果(改善事項)は口頭もしくは文書で責任者より報告申し上げます。

ご意見・ご要望の相談に於ける際の第三者の役割について

● **第三者委員の役割**

ご意見・ご要望の受付担当者や責任者との話し合いだけでは納得いかない場合には、第三者の立場にある第三者委員が話し合いに立ち会い、必要な助言をいたします。

{ 第三者委員の職務 }

- ご意見・ご要望の相談解決への立会・助言
- ご意見・ご要望の直接受け付け
- 相談内容を受けた旨の保護者(当事者)へ通知
- 責任者よりご意見・ご要望の改善状況について報告を受け、また保育園の日常的な状況を把握します。

{ 第三者委員の立会による話し合いの方法 }

- 第三者委員によるご意見・ご要望の無いようの確認
- 第三者委員による解決案の調整・助言
- 話し合いの結果や改善事項などの確認

※ 第三者委員の立会い・助言が必要の際には、受付担当者とその旨を申し添えていただくか、または直接上記までにご連絡ください。